

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成28年2月1日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
平成28年度当初予算について	3
平成28年度議会費予算について	6
定例会の提案事項について	8
予算特別委員会について	
(1) 正副委員長の選出について	9
(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について	10
(3) 委員の席次について	10
(4) 資料請求について	10
本会議の会議録署名議員について	11
本会議の説明員について	11
一般質問について	11
発言通告について	12
議場でのあいさつについて	12
区議会だよりの発行協力依頼について	12
会議の傍聴について	12
その他	
申し合わせ事項の見直しについて	20

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成28年2月1日(月) 午前9時58分～午前11時21分			
場 所	第2委員会室			
出席理事 (7名)	理事 井口 かづ子	理事 脇坂 たつや	理事 渡辺 富士雄	理事 増田 裕一
	理事 原田 あきら	理事 佐々木 浩	理事 そね 文子	
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 はなし 俊郎	副議長 横山 えみ		
出席理事者	副区長 宇賀神 雅彦	政策経営部長 白垣 学	財政課長 齊藤 俊朗	総務部長 関谷 隆
	総務課長 都築 公嗣			
事務局職員	事務局長 本橋 正敏	事務局次長 植田 敏郎	議事係長 野澤 雅己	庶務係長 本島 健治
	庶務係主査 川原 広	調担当係長 福羅 克己	議会法務係 杉原 正朗	担当書記 太刀川 修

(午前 9時58分 開会)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

井口理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録だが、平成27年11月9日から平成28年1月13日までの4回分を理事の皆さんにお送りしているが、お送りした内容で承認いただけるか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

井口理事 承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《平成28年度当初予算について》

井口理事 それでは、平成28年度当初予算について、理事者からの説明をお願いします。

副区長 本日は、平成28年第1回区議会定例会に提案する案件のうち、平成28年度各会計当初予算案の概要について説明に上がった。内容については、政策経営部長から説明をさせていただく。

当初予算以外の案件については、翌日の議会運営委員会で説明する予定なので、よろしくをお願いします。

なお、損害の賠償について、議案として提出する予定だが、手続を速やかに進める必要があるため、早期に議決いただけるよう、お願いします。

また、消費者安全法の改正に伴う杉並区立消費者センター条例の改正、さらに建築物の省エネ性能の新たな認定制度が設けられたことに伴い、杉並区事務手数料条例の改正が必要となるため、2件の条例改正案を追加議案として提案したいと考えている。

政策経営部長 それでは私から、平成28年度の当初予算について、お手元にお配りの区政経営計画書に基づいて説明する。計画書の2ページをお開きいただきたい。

まず、予算の基本的な考え方について説明する。(1)に記載の内容である。

企業の経常利益や有効求人倍率などの数字を見ると、デフレ脱却までもう一息の感があるが、一方で個人消費の改善テンポはおくれ、世界経済への不安なども相まって、景気の先行きは不透明な状況が続いている。税制では、法人住民税の一部国税化に加え、企業版ふるさと納税の創設など、区にとって不合理な税源偏在是正が行われようとしている。また、区民生活に直接かかわる福祉分野でも、東京圏における今後の急速な高齢者人口の増加による介護施設や介護従事者の不足や、保育需要の高まりによる保育士の不足などが懸念されるなど、多くの人々にとって将来にわたり、豊かさや安心を展望す

ることが難しい時代になっている。

区としては、こうした先行き不透明な時代だからこそ、基礎自治体として、長期的な展望を持ちながら、区民の生活をしっかりと支えていかなければならないと認識している。そこで、国に先駆けて施策、事業を展開するという気概を持って区政運営に臨み、区民が豊かさと安心を確かなものとして実感し、未来にわたって希望が持てるようにとの思いを込めて、平成28年度予算を「豊かさと安心を未来に広げる予算」と名づけた。

このような認識、基本的な考え方のもと、予算編成に当たっては、(3)に記載のとおり、基本構想とその道筋となる総合計画の後半に向けて弾みをつけるため、実行計画や総合戦略に掲げる計画事業や、長期最適、全体最適の観点から必要な取り組みを予算に反映させることとした。その上で、5つの視点に特に意を用いて予算編成を行ったものである。

具体的には、3ページの(4)にその概要を記載しているので、順を追って説明をさせていただきます。

まず第1の視点は、「減災対策等の充実による地域の安全・安心の拡大」である。

大震災時の震災対策として、地域ごとの詳細な地震被害シミュレーションを行い、減災対策実施前後の被害想定を比較することで効果を見える化し、区民の防災・減災意識を高めていく。また、狭あい道路拡幅整備条例を改正し、重点路線拡幅後の効果のPR等により拡幅整備を加速化する。

また、震災後の迅速な復旧のため、航空写真等を活用した道路等の現状調査と境界確定等のための公共基準点の選定を実施する。

そのほか、危険な空き家対策や防犯カメラ設置など、地域の安全対策にも力を注いでいく。

次に、第2の視点は、「多様な連携・交流によるにぎわいの拡大」である。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自治体連携の取り組みとして、南伊豆町と連携したお試し移住支援事業や、すぎなみ地域おこし協力隊の創設、活動支援などを実施する。

また、来街者をふやす取り組みとして、外国人旅行者向けに、阿波踊り、着物、茶道等日本文化を体験するツアーの実施やアニメミュージアムの多言語化等を進めていく。

そのほか、区民同士の交流の場として、農に親しむことのできる成田西ふれあい農業公園開園に向けて取り組みを進めていく。

第3の視点は、「福祉の更なる充実で区民生活の安心を拡大」である。

引き続き認可保育所を核とした保育施設の整備を進めるとともに、保育事業者に対す

る支援の充実を図る。また、多子世帯支援として、平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯に対し、第3子以降の保育料の無料化を国の基準を超えて実施するとともに、当該世帯の児童を優先的に保育園等に入園できるようにしていく。そのほか、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、保健師等による全妊婦の面接時に、妊娠期から使える子育て応援券（ゆりかご券）を交付するほか、情報の一元化を図るため、母子保健システムを構築する。

高齢者施策では、介護従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、介護ロボットやICTタブレット端末の導入助成を行うほか、地域包括ケアを一層推進していく。

障害者施策では、グループホームの支援体制強化や、重度障害者グループホーム、生活介護・就労支援施設等の多様な機能を備えた施設整備を行っていく。

保健医療分野では、胃がん検診に内視鏡検査を新たに加える。さらに、区内全域の在宅生活を支える後方支援などの機能を備えた仮称天沼三丁目複合施設「複合施設棟」の建設に着手する。

4ページをごらんいただきたい。第4の視点は、「次世代支援・教育の拡充」である。

就学前教育の質の向上を図るため、成田西子供園の移転改築に合わせて、仮称就学前教育支援センターの整備に着手する。学校教育では、副校長のサポート体制の充実による学校経営支援の強化などに取り組む。

生涯学習・スポーツ分野では、次世代型の科学教育事業を引き続き推進していく。また、屋外ビーチコートを併設する永福体育館の移転改修に着手するとともに、10月には妙正寺体育館をリニューアルオープンする。

環境分野では、燃料電池自動車を購入し、環境学習等に活用するほか、電気自動車の充電設備の設置助成等を行う。

そのほか、若者の就労支援として、交流自治体におけるふるさと就労体験を実施する。

最後に、第5の視点だが、「区民との双方向コミュニケーションの拡充」である。

広報・宣伝業務に精通した人材を広報専門監として活用し、これまでの広報の枠組みにとらわれない新たな視点で、戦略的な広報を推進していく。また、区長が若者世代等の声を聞き、幅広い意見交換をする機会として「区長に言いたい 聞きたい 区民懇談会」を開催し、幅広い区民の御意見を聞き、区政運営に生かしていくとともに、区民の区に対する関心や理解を高めていく。

次に、今説明した事業を支える財政運営であるが、再びお戻りいただき、2ページの1の(2)をごらんいただきたい。

景気の回復が見込まれる一方、保育関連経費等の義務的経費の大幅な増加が見込まれ

ることに加えて、法人住民税国税化が平年度化され影響額が大きくなるなど、区財政は厳しい状況が続くことが見込まれることから、基金と区債をバランスよく活用するなど、財政の健全性を確保した予算編成とした。

以上、予算の基本的な考え方と編成方針について説明をさせていただいた。

なお、特別会計については、被保険者数や保険料率などの基礎数値をもとに編成をしている。

一般会計及び特別会計の予算規模については、計画書の54ページをごらんいただきたい。

一般会計の予算規模は1,719億7,400万円、前年度比で4.2%の増、また、特別会計を合わせた全会計では2,892億8,200万円余、前年度比3.8%の増となっている。

予算の概要については、改めて各会派に伺い説明をさせていただきたいので、よろしく願います。

なお、本日午後1時から、区長による当初予算の記者会見がある。

私からは以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 なければ、理事者の方は退席いただいて結構である。

《平成28年度議会費予算について》

井口理事 続いて、平成28年度議会費予算について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 お手元の資料2をごらんいただきたい。平成28年度議会費当初予算の概要、主なところを説明させていただく。

1、区議会の運営、執行項目2、議会及び委員会経費の部分の1番の旅費である。かなり額が下がっているが、今年度、ウィロビーへ派遣をしている。その関係と、また通常の視察以外に、予備的な視察旅費として、今年度20万を計上した。通常は10万であるが、今年度、新生議会ということもあり増額をしていたが、28年度は通常に戻して、10万円ということである。

同じく執行項目2の細項目6、管理事務費のところをごらんいただきたい。第3・4委員会室のワイヤレスマイクについて、昨年度、混信等の異常が発生している。また、途中で音が切れるなどの不都合も生じることがあるので、来年度、ワイヤレスマイク設備の入れかえを行う予算が計上されている。420万である。また、こちらのほうで要求して、委員会室、これも第3・4委員会室であるが、残時間表示システム、こちらにつ

いては4カ所ある。この4カ所のディスプレイで、プレゼンの提示する資料等も映し出せるものを見積もり、1,200万という額であったが、こちらは今後の検討課題ということで、計上はされていない。

執行項目3、議会広報費、1番の区議会だより発行であるが、周知用ポスターを4回から5回にふやしている。また、デザインを女子美術大学にお願いしている制作委託費については、企画課の予算であったが、議会経費に繰り入れたものである。

3番目の声の区議会だよりである。オーディオ版10部、デジ版10部、これはCDによる声の区議会だよりの作成である。オーディオ版は一般的なCD、デジ版というのは、国際規格になっている、目次から要望する箇所に飛ぶことができるというものである。こちらのほうは今までカセットのみであったので、CD版を新たに導入するということである。

4番目、区議会ホームページである。議員用インターネット回線敷設業務委託費、これはインターネット回線の中継器というか、その機器について、七、八年経過して保守管理の期限が切れることに伴い、入れかえの機械、また工事費用が計上されたものである。下に常任委員会インターネット中継、これも今後の検討課題ということで、計上はされていない。

また、皆様方、各会派からいろいろいただいている。多いところで、カーペットの張りかえであるが、こちらは、庁舎全体の修繕工事について順番に工事を行うということで、今回は計上を見送られている。

また、ICT化に伴うタブレット端末、クラウド等については、議会改革特別委員会でも検討中ということで、その検討結果を見て予算の仕組みを考えるということである。

また、ホームページ等の希望をいただいているが、こちらは1月にリニューアルして、文字の大きさ、色等を変えて、ユニバーサル対応、またスマホ対応が進んだところである。

予算については以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

佐々木理事 前年比91.2%、それから今の次長の説明を聞いても、各会派から議会費の要望を相当出したのだが、ほぼゼロ査定に近い形かなという印象を受けたのだが、どのような経緯になっているのか。最後に少し大まかなこととお話しいただいたが、もう少し具体的にお聞かせいただければありがたい。

議会事務局次長 多く出されたのが、説明したカーペットとかICTの関係である。

カーペットについては、庁舎全体の各フロアからも汚れの要望が出ているということ

で、全て見送りということである。

また、ライブ中継について、今回ホームページの見直しで区はユーチューブを導入している。その関係で議会についても、今後そのようなものの検討も含めて考えていくということである。

Wi-Fiの環境整備、これも特別委員会のほうでの検討になる。

土日議会開催については、必要なときに実施するという事で理事会で決まっている。そのときに運用により計上するという事である。

あと、イヤホンの設置だが、傍聴席に聴覚障害、難聴者の方のイヤホンは既についている。議場については、ボリュームを上げる等の検討をするということである。

井口理事 ほかに質問はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、来年度の議会費については、ただいま説明があったとおりなので、ご了承願う。

《定例会の提案事項について》

井口理事 続いて、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 お手元の資料3をごらんいただきたい。条例が22件、契約1件、規約の変更1件、財産の交換1件、平成27年度補正予算5件、平成28年度当初予算5件、損害賠償額の決定1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、専決処分の報告1件、以上、合計38件である。

先ほど副区長から説明があった損害賠償の議案については、2月12日金曜日の代表質問終了後に中間議決を行ってはいかがか。

追加議案の提案説明については、2月17日水曜日午前9時15分、議運理事会、午前9時半、議会運営委員会としてはいかがか。

また、行政不服審査法の改正に伴い、議会側でも条例の改正が必要となる。改正対象の条例は、杉並区議会情報公開条例と杉並区議会会議規則である。これについても、2月17日水曜日に議案を提出できるよう進めていきたいと考えている。

井口理事 ただいまの説明について、何か質問はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、定例会の提案事項については、明日2月2日火曜日の議運で理事者から説明がある。また、説明のとおり、中間議決を行う。

追加議案も予定されているため、追加で理事会や議運が開催されると思うので、よろ

しくお願いする。

渡辺理事 済みません、ちょっと提案がある。

先日の理事会でも行政委員の報酬の改正案が提案された。この中で、死亡月と不支給のところの条例の改正があるが、議会からも今、この2つについてはいろいろ議論がある。ついては、死亡した場合の日割りについてを今回1定でぜひ上程して進めていけばと、このように提案をさせていただきたいと思う。不支給と減額については、期間の問題とか減額幅とかいろいろあるので、少し時間をかけてやろうと。それはちょっと先でもいいかと思うのだが、当面の課題として、行政委員に合わせて、死亡した場合の日割りのところの条例改正を提案させていただければと思うので、よろしくお願いする。

井口理事 ただいまの意見について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、月の途中で死亡した場合の日割り支給については、各会派から異論がないようなので、次回の理事会までに事務局で改正案を作成していただくということではよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件についても、次回2月17日水曜日に議案を提出できるよう、事務局で改正案の作成をお願いします。

《予算特別委員会について》

(1) 正副委員長の選出について

井口理事 続いて、予算特別委員会についてだが、まずは正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 予算特別委員会については、1月13日の議会運営委員会において、例年同様、第1回区議会定例会に設置することと決まっている。慣例により、委員長を議長会派から、副委員長を副議長会派から選出しているところである。それでよければ、両会派は、個名を2月10日水曜日までに事務局にお知らせいただきたい。

井口理事 ただいま説明があったが、正副委員長については、慣例に従って、説明のとおりとすることでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、そのようにする。自民、公明は、正副委員長の個名を2月10日水曜日までに事務局にお伝えいただきたい。

(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について

井口理事 続いて、会派別質疑持ち時間表（案）があるが、これについて説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。1月13日の議会運営委員会において、予算特別委員会の審査方法、日程、持ち時間について承認いただいた。

それをもとに、2枚目は、各会派別質疑持ち時間表の案を作成した。確認をお願いしたい。

井口理事 ただいまの説明のとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、そのようにする。

(3) 委員の席次について

井口理事 続いて、席次について、説明をお願いします。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。3定からこの間、会派の異動等は特にないので、前回の決特と同じ配置案として提示させていただいた。

なお、6人の会派については、AからDで、決特のときと場所を入れかえるのであれば協議していただきたいと思う。

会派の席次が決まったら、個名を2月10日火曜日までに、事務局へお知らせいただきたい。

井口理事 3定以降、特に会派に異動等はなかったもので、前回の決特と同じ並びの案を提示させていただいた。

4会派の配置についてはいかがか。

増田理事 うちの会派は前回の席次で結構である。

佐々木理事 4会派で話し合いたいと思う。

井口理事 それでは、4会派の配置は別途協議し、事務局へお伝えいただきたい。

また、個名についても、2月10日火曜日までに事務局へお伝えいただきたい。

(4) 資料請求について

井口理事 続いて、資料請求について、説明をお願いします。

議会事務局次長 お手元の資料6をごらんいただきたい。2月2日火曜日午後1時から受け付けを開始し、2月10日水曜日午後5時を締め切りとする。資料ができ上がったら、2月26日金曜日にお渡しできる予定である。

なお、重複した内容の資料請求はできるだけ会派内等で調整をしていただき、作業の効率化に協力をお願いします。

また、毎回のお願いだが、締め切り前に請求が集中する傾向にある。なるべく早目に提出をお願いします。

井口理事 ただいまの説明のとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、なるべく早目に資料請求をしていただくよう協力をお願いします。

《本会議の会議録署名議員について》

井口理事 続いて、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 10番藤本なおや議員、36番けしば誠一議員である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 同じ会派の理事の方、会派に戻ったらお伝え願いたい。

《本会議の説明員について》

井口理事 続いて、本会議の説明員について説明をお願いします。

議会事務局次長 選挙管理委員会委員長については、平成27年12月27日付で新たに伊田明行氏が就任している。

また、予算審査があるので、財政課長が説明員として入る。

井口理事 この件については、よろしくをお願いします。

《一般質問について》

井口理事 続いて、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 一般質問の受け付けは、明日2月2日火曜日午後1時から2月5日金曜日午後1時まで。2月2日火曜日午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合には、くじ引きで順番を決めさせていただく。なお、最終希望者も同様。

毎回通告が最終日に集中する傾向にあったが、前回、皆様方の協力により早目にお出しいただき、分散することができたことを感謝申し上げるとともに、引き続きご協力をお願いします。

なお、明日2月2日火曜日の議運で、質問予定者数の報告をお願いします。

井口理事 この件についてはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、質問予定人数を明日 2 月 2 日火曜日の議運でお知らせいただきたい。
非交渉会派については、事務局で確認をお願いします。

《発言通告について》

井口理事 続いて、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 2 月 10 日水曜日、本会議初日の発言通告、2 月 8 日月曜日午後 5 時まで、
2 月 12 日金曜日の発言通告、中間議決である、2 月 9 日火曜日午後 5 時まで、2 月 17 日
水曜日、本会議中日の発言通告、2 月 15 日月曜日午後 5 時まで、3 月 16 日水曜日、本会
議最終日の発言通告は 3 月 14 日月曜日午後 5 時まで。以上である。

井口理事 この件については、皆さんよろしくをお願いします。

《議場でのあいさつについて》

井口理事 続いて、議場での挨拶について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 河津議員並びに今井議員からそれぞれ、お身内の葬儀に関連し、開会前
に挨拶したいとの申し出があったので、これを受けることとしたく、本会議初日の開会
前に議場で挨拶をいただくということでいかがか。

井口理事 この件については、慣例なので、ご了承いただければと思うが、いかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《区議会だよりの発行協力依頼について》

井口理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 資料 7 をごらんいただきたい。区議会だより第 230 号の発行については、
2 枚目の計画案のとおり 5 月 1 日の発行を予定しているので、原稿の提出、また原稿の
確認等、速やかに協力をお願いします。

井口理事 この件については、協力をお願いします。

《会議の傍聴について》

井口理事 続いて、前回持ち帰りとなっていた会議の傍聴についてだが、資料のとおり
各会派の意見をまとめていただいたので、これに基づいて、1 件ずつ各会派の意見をお
伺いしていきたいと思う。

まずは、1 件目の下げ札・タグ等の携行について、各会派の意見をお願いします。

脇坂理事 私どもは、書いてあるとおりが、政治的メッセージのあるものについては、形状を問わず認めないということをお願いしたいと思う。

渡辺理事 政治的メッセージだけでなく、特定の個人だとか団体を批判する内容が記されたものについては、目に触れないようにするということである。

増田理事 書いてあるとおりが、公序良俗に反する物品でなければ、本会議場及び委員会室への持ち込みを原則的に認めるが、議長及び委員長が持ち込みを禁じた場合は、入場を制限できるということである。

原田理事 プラカードなど掲示目的でなければ認める。

佐々木理事 私は随分説明的に書いたので、書いてあるとおりで。

そね理事 書いてあるとおりが、大きさを決めて名刺大ぐらいは認めるということである。

井口理事 それでは、意見がまとまらないようなので、この件は次回以降も引き続き議論していくことにする。

佐々木理事 そうすると、今議会はどうなるか。

脇坂理事 1定からやりたいという話で、私がこの前、全部ひっくるめて落ちついて議論しましょうということを申しあげたら、事務局から、1定でここだけはやってくれという話だったと思うが、この締め切りはどう考えているのか。

議会事務局次長 傍聴の方々に対してルールを提示して説明するのは事務局、また巡視の方々である。この4点については、非常に曖昧な部分もあるので、ある程度具体的な部分を決めていただきたいと思うが、考えがかなりばらばらになっている状況にあるので、前回対応した方法、具体的に申しあげると、傍聴人の方同士が読み取れる程度のメッセージについては、かばんにしまう、または身につけないで入場していただく。ただし、傍聴人の方の私物、体に触れることはしないということである。

佐々木理事 もともと、今、次長が言われたとおりで。だけれども、前回トラブルになったのは、どこにも明記してないではないかと言われると、確かにそうですねということもあるので、我々でそういう部分をちゃんと補完すべきだという発想で、それが無いと、また1定で同じことが起きてしまうだろうということで、多分事務局も、早目に、理事会だけでも何かそういうメッセージをきちんと確立していただきたい、そういう発想だったと思う。

そういう意味で、1定は長いので、いろいろな場面が想定されるので、できればある程度のコンセンサスをとったほうがいいと私は思うが。

原田理事 何も無いのに取り締まっていたんだという感じですね。だから、何も無いんだ

ったら取り締まれないのではないかという気がするけどな。

佐々木理事 抽象的に、議事の妨害がどうのこうのと書いてある、それをやっていた。

原田理事 実際にそんなことが起きていることも我々は知らなかったわけで。安倍政治を許さないというペンダントみたいなのをかばんにつけていたというだけでしょ。それで議事が妨害されるということはありません。

議会事務局次長 何もないということではない。まず、傍聴規則第3条、人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者ということで、不快な、ほかの方へアピールするもの、また議場においては主義主張をする場ではないということに基づいて、タグを伏せていただいたものである。

井口理事 今聞いたとおり抽象的なものはあるので、よろしいか。

原田理事 やっぱりあったわけですね。では、それをどうするというのでしょうか。率直に言って、今プラカードみたいなのを下げるといのがはやっていて、みんな普通にしていたりする。ただ、プラカードを持って、僕ら議員に対して、あるいは理事者に対して圧力をかけるなんてことにはなっていないわけで、私はこういう人ですということでしょう。それは認めざるを得ないというか、Tシャツの中でも、例えばノーヘイトだとかノー戦争法案だとかというTシャツもあったりして、普通に着ている人もいます。ただ、我々が今それを見て議事が滞るなんてことはあり得ないわけで、それを脱いでくださいとか外してきてくださいというのは、いかにもちょっと……。むしろ情けない感じもする、議会としては。それがなぜ耐えられないのかというのがね。

佐々木理事 当然、我々議会もそうであるし、あるいは傍聴者の中でも、今、例えば安倍政治を許さないという文言があった。安倍政権に対して非常に応援をしている方々も傍聴者の中にはいるわけなので、やっぱり気分を害する人もいますでしょう。それから、私は所属している委員会の中でそういうごたごたがあるのを目にしているの、何か入り口のところでワーワーやっているというのは、議事に対しては余りいいことではないと思った、正直。

だから、そういう意味で、そういうことがないように未然にやっておくのがベストだと思うし、今の段階では、ちょっと抽象的な部分があるので、せめて理事会の申し合わせ事項でそういうのをやらないようにしましょうよと言えば、現場のほうでも、理事会でもこういう話がありました、だから、恐縮ですがお願いしますと、こういうことが一言言えるわけである。だから、そういうようなことを今、できれば1定前に決めておくというのは重要なことだと思う。

増田理事 この問題、非常に悩ましい問題だが、政治的メッセージというのが極めてポイ

ントで、政治的メッセージとか個人的主義主張とかっていろいろある。今回は、安倍政治を許さないという、現政権に対する批判的なメッセージをタグにして身につけていたということだが、この類いのことって、それぞれの判断者によってさまざまな判断がされるので、例えば大きさとか、いろいろ議論があったが、これは認めるか認めないか、認めるとしても、例えば死ねとかやめろとか極めて強い主張があったり不快な表現があった場合に、そういった方々はちょっと制限するといった感じのものに持っていくしか、いずれかしかないと思うのだが、そこら辺で一致点が見出せるかどうかというところで、どうなのか。

副議長 主義主張のものは持ち込まないということになっているわけなので、それに関連することであれば、なしと私は思う。どんな小さなものでも不快になる、私は不快になる。だから、不快になる人もいるということなので、そういうものに対しては持ち込まない。これはもう入っているわけなので、そこに基づいて判断していけばいいのではないかと思う。そのことが大きな問題になるなんていうことは、全く私は考えません。ただ、不快にならないような状況を傍聴席ではつくらなくちゃいけないというのは、こちらの務めだと思っている。

増田理事 済みません、揚げ足をとるつもりはないのだが、どんな小さいものでもということになると、例えば、皆さんが今胸につけているバッジがある。ここも主義主張に当たってくることになる。だから、これは別にいいとか悪いとかの話ではないが、そういう原則論でいくとそこも当てはまってくるので、ではそこをどうするかという話にもなる。だから、非常に難しいのだが、そこら辺をどう仕分けていくのか。では大きさをやりますかという話になるのか。

副議長 失礼した。私、メッセージ性というのを付け加える。それもメッセージになるか。

増田理事 なる。

原田理事 例えばオリンピックバッジだって、オリンピックは、政治として絶対反対、開催すべきでないという人たちも中にはいる。うちはそうではないが、その人たちにとっては許せないということになる。

副議長 バッジというのは抽象的なものでしょう。でも、政治は許さないというのは、現実にはメッセージですから、目に訴える。

井口理事 文字とああいふ形のバッジというのは、見た人に与える印象というのはちょっと違うような気がする、私も。例えば、共産党は許さないと書いてあれば嫌な気持ちがないか。

原田理事 そういうタグをつけている人がいたらしょうがないのではないか。死ねとか日

本から出ていけとか、ヘイトというのはだめだというのは国会の場でも議論になってきているが、そうでなければ、今ここで正式に、そういうタグも許しませんなんていうことをわざわざ杉並区議会の理事会の場で話して決めていくということになったら、私は大ニュースになると思う、多分。

井口理事 それはおのおの個人的に考えも違うでしょうし。

佐々木理事 抽象的に、主義主張のものは持ち込まないというのは、もともとあった。それをきちんと運用するために再確認をして、理事会で確認をしましょうよということ。

それから、増田理事がずっと言っているように、どっちに入るのかなというのが非常に難しい事案も出てくると思う。明らかに政治メッセージ、主義主張のメッセージというのはある。こういうものに関しては、事務局もそのまま、それは勘弁してくださいよという話になるのだが、非常に迷うケースがあったら、進行者である、本会議であれば議長、委員会であれば委員長に相談し、これこれこういう事案はどうでしょうかということで、議長、委員長の判断を仰ぐ。これも増田理事のところにも出てたが、曖昧な部分はそういうふうにするしかなくて、基本的には、大小問わず持ち込まないということをし合わせて、微妙なものに関しては、そのときの議事整理権を持っている者に判断を委ねる、こういうふうな原則をきちっと決めておけば、後は淡々と進行できるはずである。

増田理事 話があと3つもあるので、早目に終わらせたいので。

現行のものに議長及び委員長が判断する規定を設けてはいかがか。提案なのだが。

原田理事 その意見で持ち帰ってみたいと思う。

そね理事 私は、一定程度、主義主張を、ふだん普通に生活するときに持ち歩けるものだったら——プラカードみたいなものとか非常に大きいものとかヘイトに入るようなものはまずいと思うが、そうでなければ、そういう主張を持った方たちが多く来る場なので、それを厳格にだめというようなことを決めるのはよくないと思う。

井口理事 ほかに意見はないか。——それでは、各会派で再度意見をまとめていただきたいと思うが、いかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

佐々木理事 今度はいつか。あしたの議運でということか。

井口理事 時間はどうか。それと、きょう皆さん、会派の方はいらしてないので、1定までどうなのか、スケジュール的に。

議会事務局次長 まず、現実的に今の時点では一番問題になるのは委員会室である。であるので、できれば今回1定の中で行われる委員会前までにはある程度具体的な方向を、

決定ということでもなく、1定に関する試行的な運用ということでも決めていただきたいと思います。

増田理事 規則の改定ということになると、議長だけでいいのか。

井口理事 規則の改定となりますと、最後、議長ですよ。

佐々木理事 理事会決定、議長。あと、申し合わせは理事会だけで。

井口理事 という意見が出ているが、いかがか。

原田理事 持ち帰り。

井口理事 とりあえずお持ち帰りいただきたい。時間の都合上、これを議論していると時間がかかる。

いつまでに。

脇坂理事 10日の開会前は議運とか理事会はやらないのか。初日はやらないんですよ。

議長 議運の理事会はないよね。

脇坂理事 10日は時間づくりやすいのではないかなと思っただけである。

議会事務局次長 17日になる。

井口理事 2月17日になるが、日程的に皆さんどうか。

議長 初日は午後から始まりだから、午前中あいている。

脇坂理事 もしくは本会議の終了後というのは時間つくれないか。1回で決まればいいが、私は余裕を持って時間をつくったほうがいいと思うが。事務局でも調整をお願いしたいが、いかがか。

原田理事 代表質問前にやったら、これで一、二時間は優にとられる。

脇坂理事 せめて代表質問が終わった後にするのであれば、12日とか……。

井口理事 そうしたら、12日の本会議終了後というのが、今のところは一番……。

続いて、2件目のスマートフォンやパソコン等、電子機器の使用だが、スマートフォンの使用と、タブレットを含むパソコンの使用について、それぞれの会派の意見を願います。

脇坂理事 うち、今行っている議会の運営、特に委員会の運営ということだと思うが、こちらに合わせていただくということをお願いしたいと思う。

渡辺理事 同じである。議会の運用に合わせて、音の出ない端末のみとする。

増田理事 一般傍聴者や報道関係者による上記電子機器の使用を禁ずるということである。

原田理事 音を出さなければ認める。

佐々木理事 私もいろいろ書いたので、そのとおりだが、今の議会の基準に合わせていただく。ただし、報道機関に関しては、特別に議長等が認めればよいのではないかという

ことである。

そね理事 一般、報道ともに、音が出なければよしとする。

佐々木理事 完全に禁ずるのがみらいさんのところで、一番厳しいのが出ている。

増田理事 基本的には、これは会派に戻っての話だが、本会議とかそういったところは中継しているのでいいのではないか、その場でやらなくても。録画もあるし録音もできるしというところで、その場で電子機器を使用しなくてもいいのではないかということである。

議会事務局次長 何年か前に、ユーチューブ、ユーストリーム等の動画を傍聴の方が撮って送る、これに関しては、理事会か、皆様方の合意で、申請により許可するという事になっているので、実情、スマホの持ち込みは申請により許可という扱いになっている。

増田理事 要は議事を妨害しないというところですね。だから、音を出さないとか、またはプレッシャーを与えないというところが守られれば、それで結構である。

原田理事 自民党さんの「議会運営に合わせることにする」というのは、もうちょっと詳しく言うと。

脇坂理事 今、タブレットについては委員会に持ち込みが認められていると思うが、たしかSNSやインターネットの使用は、状況によってはオーケーなんですよね。そういう運用に合わせて、同じようにやったらどうかということである。

原田理事 認可制みたいな感じ。

渡辺理事 この間トラブルみたいなものがあつたのは、パソコンを持ってきて、認めてないということで、書いてないではないかということなので、許可というのは、行為には許可かなと思う、撮影だとか録音だとか。パソコンとかスマホでもできるので。ただし、議会側も音を出さないように。それは議事の進行を妨げる。誰でもいいといたら、パチパチ打つというか、その場で打つ人もいるので、そういったことはやめようということで、今、委員会への持ち込みを議会として可にしたので、最低限そのところはしっかりとそろえるべきかなと思う。

行為について、さっきも言ったが、ネットを使うのはちょっとわからないが、撮影だとか録音は、従来どおりカメラと同じ、また録音機と同じ扱いとして許可制になると思うので、そういった端末については持ち込まないようにするということを明記しないと、また同じトラブルになると思うので、その辺よろしく。

増田理事 いろいろ伺っていると、先ほど次長からも話があつたとおり、インターネットを使って中継をすることも許可。そこら辺も足並みをそろえた部分で、ここだけの問題ではないかなと。一般傍聴者と報道関係者とあるが、報道関係者は仕事でやっている話

なので、ここはまた少し分けて考える必要があるのかなというところなので、私は、報道関係者はパソコンを使用して原稿をつくるというのにはありだと思いが、一般傍聴者はその必要性があるのかどうかというところですね。

井口理事 この件に関しても、次回以降も引き続き議論していきたいと思うので、各会派で再度意見をまとめていただきたいと思うが、いかがか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議会事務局次長 ちょっと参考にお話しさせていただく。

まず1点は、音の問題であるが、今、持ち運びの本当に小さなパソコンで、キーボードがついているが、昔より、キーボードの厚さも薄くなって、非常に音が出ないつくりになってきている。前回、パソコンを持ち込みの方も同様なパソコンを使っていたということで、私どもとしては、音の問題ということを経由にお話ししたわけであるが、それに当たらない。確かに今の製品は音が極めて小さくなってきているということが1点である。

もう1点、傍聴者と報道関係者の区別であるが、身分証明書を出すとか、報道関係者の区別が非常に難しい。地域のミニコミ誌の記者だということをお知らせすれば、その方を報道というふうにみなすことになるので、そこら辺、見分けが非常に難しいということをお申し添えて、説明させていただいた。

井口理事 それでは、3件目に行く。帽子の着用について、各会派の意見を願います。

脇坂理事 規則どおりの運用にすること、特に変更はしないということである。

渡辺理事 いろいろ話もあったが、公的な場で、特に女性の帽子は、皇室なんかもそうだが、つけているということもあって、他の傍聴者の邪魔にならないようなものであれば可とすればいいということで一致を見た。

増田理事 これも公序良俗に反する品でなければ着用を認めるということである。

原田理事 着用を認める。

佐々木理事 私は、規定どおり、何らかの正式な理由がなければ認めるべきではないということと、やっぱり室内は帽子等脱ぐのが礼儀だろうと思うので、そういう観点からも、今までどおりのことをしっかりとやっていただきたいと思う。

そね理事 着用を認めるということである。

井口理事 そうすると、完全に全員が賛成しているわけではないので、これもまた各会派の意見をまとめていただきたいと思うので、よろしく願います。

次に、4件目の撮影についてだが、各会派の意見を願います。

脇坂理事 自席からということをお願いしたいと思う。傍聴の方の邪魔にならないように

していただきたいと思う。

渡辺理事 同じく、従来どおり自席からの撮影のみということで。

増田理事 自席からの撮影ということで、傍聴席を移動しての撮影は、他の傍聴者の妨げになるから、従来どおりということでお願いします。

原田理事 うちは、これは話し合っただけだったので、済みません、次に。

佐々木理事 うちは、書いたように、傍聴席からでお願いしたいと思う。

そね理事 私たちも、傍聴席の範囲内とするということである。

井口理事 共産党さんは意見をまだまとめてないようである。これも結局は持ち帰りになるが、いかがか。

原田理事 持ち帰りにはなると思うが、今の状況をしっかりと判断したいと思う。

井口理事 自席からということでよろしいか。

原田理事 多分そういう方向になりそうな気がするが、もう1回持ち帰って、皆さんの意見を聞いて。

井口理事 共産党さんは持ち帰りだそうなので、この件に関しても持ち帰りとするので、よろしくをお願いします。

《その他》

申し合わせ事項の見直しについて

井口理事 続いて、申し合わせ事項の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料9をごらんいただきたい。杉並区議会議会運営申し合わせ事項について、今年度、追加や修正するものがないかどうか確認させていただきたいと思う。事務局からは3点提案をさせていただく。

まず1点目、定例会日程の早期決定。

平成27年6月16日の議運において、定例会のおおむね1カ月前に議運を開催し、会期について審査することとした。この件について、資料のとおり、申し合わせ事項の一部変更と追記が必要となると考えている。

2点目、一般質問の通告受け付け時刻の繰り上げ。

平成27年8月3日の議運において、一般質問通告の締め切り時刻を、それまで本会議開会の3日前の午後5時だったが、午後1時に繰り上げることにした。現在、申し合わせ事項に通告受け付け期間の規定はないが、資料のとおり追加してはいかがか。

3点目、議会運営委員会理事会の理事の構成。

杉並区議会会議規則第125条別表2で、理事会の構成員は、議会運営委員会委員のう

ちから7人以内となっている。この理事の構成について、現在、申し合わせ事項に記載はないが、平成24年5月18日の議運において、議会運営委員会理事会の理事については、議会運営委員会の各会派から1名と、議会運営委員会の委員長とすることを申し合わせている。実際これまでそのように運用してきたので、申し合わせ事項に追記してはどうか。

なお、申し合わせ事項の見直しは、理事会で合意できた後、1定の最終日、3月16日水曜日の議運で承認していただきたいと考えている。

井口理事 ただいま事務局から提案のあった3点について、質問や意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 ほかに、皆さん何か質問はあるか。

議長 みんなにちょっと聞いてほしいのだが、杉並区議会には委員会主義であり、1日1委員会にした。委員外発言をするためにそういう形をとった。にもかかわらず、委員外発言をせずに議場で質問をするということについて、私は、文言の中で、ほかに意見はありませんかというところを削除したい。

井口理事 ちょっと難しいのではないかと思う。

議長 いやいや、そのために1日1委員会にしたんでしょう。

井口理事 でも、本会議で質問通告があったら受けるんですよね。

佐々木理事 発言通告。

議長 あれはどうなの。委員外発言について。

議会事務局次長 発言通告があれば、その通告について議運にかけられるので、議長は、ほかに意見はありませんかと言う必要はないということになる。全ての方が発言通告していれば。

増田理事 仮にその問いかけをなくした場合、緊急で質問をしたい場合は動議を上げるといっていい形をとるのか。それで本会議場で動議を議決するという議会運営になっていくのか。

議事係長 発言通告があった場合は、当然それを受ける。その方の発言、質疑が終わった場合に、さらにありますかと聞く必要はあるかないかといったら、それはないと思う。もう発言通告を受けているわけなので。

今増田理事が言ったように、その場で思いついてやりたいというのであれば、会議規則にあるように、そこで手を挙げて、議長に対して、発言したいということと議席番号を言って、議長が許可すればそれはできる。

増田理事 そうすると、余り今と変わらない。要するに、問いかけがあるかどうかというところ。発言権は制約されないわけですね。

佐々木理事 事前に発言通告をすれば受けざるを得ないのだが、よくほかの議会でもある緊急質問みたいな、発言通告もなく、思いつきで質問、意見等を言う場合は、それを受けるかどうかはそのときの議長の判断であるので、場合によっては受けない可能性もある。それは議長の裁量で認められているということで、なかなかそれはやりづらいと思うが、今の状況はそういう状況だと思う。

渡辺理事 前もあったのだが、動議が出た場合は諮るわけである。議長の整理権からすると、それを議場で諮るということも選択になるのではないかと。動議だけではなくて、意見の場合。

佐々木理事 質問、意見は動議ではないでしょう。

渡辺理事 動議の場合と、あと質問についても、それを諮ることもできるのではないかと。

増田理事 今のは、要は議長の判断でできるけれども、議場の皆さんに諮るということもありませんよということでしょう。

佐々木理事 多分、議長が孤独に決めるしかなくて、諮るのは、質問とか意見をする権限というのはちょっと難しいのかなと思う。そうすると、我々が全体48人でそれを受けるかどうかを決めることになるわけですよ。だから、それはちょっと難しいのかなと思うのだが、どうか。

議事係長 会議規則によると、事前に議長に対して発言通告を出して、議長が許可することなので、44条にあるが、その場で手を挙げて発言の申し出をしても、それを諮るということはないで、させる、させないというのは、やはり議長の判断でよろしいかと思う。

佐々木理事 あと、議長が言ったように、事前に発言通告がない場合は、意見はありませんかと言う必要はないということによいのか。今やっていたか。——ずっとやっていますか。では、発言通告がないケースにおいては、意見はありませんかという文言を入れることは、議長がおっしゃったように、いいのかなと。あった場合は一応入れておくというような整理の仕方でもいいのかなと、今の議論の中ではそう思ったが、いかがか。

増田理事 基本的に、委員外議員発言ができる。発言の通告がある。それで、手を挙げたら、議長の判断で発言の機会が与えられる。二重、三重に発言の機会があるので、議長なり委員長なりののりから外すというのは、今、発言権が担保されているので、それは質問者の自主性に任せたほうがよいのではないかなと私は捉えている。

脇坂理事 もう一度佐々木理事の発言を確認したいのだが、例えば緊急で議案が出てきて、委員会付託を省略して本会議でやるとか、そういうことになったケースの場合は、議長は、ほかに発言はありませんかという確認はとるとのことですよ。先ほど言ってい

たとおりの、事前に発言通告ができる場合とか、増田理事も言ったような発言の権利がしっかり担保されている場合は、それ以上言うことないだろうという認識でよろしいか。

佐々木理事 そういうことである。ただ、緊急質問とか緊急の意見というのは阻害してはいけないと思う。例えば、変な話だが、事前に通告が出て、最終日に物すごい新聞記事が出たとか、区政にかかわる大変な事態が起きてしまったとかいうことを緊急的に質問するというケースも全然想定されないわけではないので、それは絶対だめよというわけではないのだが、通常の段階においては、ちゃんと委員会でも言えるし、通告も先にやってもらえるということであれば、通告した分に関しては、丁寧に、意見はありませんかと言う分には、それは当たり前の話だが、ない場合は、議長が意見はありませんかと確認する必要はないだろう。確認しても確認しなくても、緊急の場合は手を挙げる方もいると思うので、慣例として、それはなくしてもいいのではないかなというふうに思っている。

原田理事 しかし、のりとの中で、いつが緊急性があるのか、緊急性がないのかなんていうのを見分けて、その都度入れたり入れなかったりというのはどうなんだろうなと思う。

井口理事 議長がその都度自己判断すればいいのではないか。

佐々木理事 基本は通告があるかないか。

原田理事 のりとから消すというのがちょっといかがなものかなと。私ものりとを議長席に座って読んだことがないので、どの場面でどのぐらい、ほかに意見、質問がありますかというのがあるのかなと、ぱっと出てこないのだが、ただ、議会において、議員の質問権というのは極めて重大な、一番やらなくてははいけないことなわけですよ。その機会というのは、常に議事運営の中で準備をしていかななくてはいけない。もっといっぱいいろんなことに質問とか意見というのは出てこないといけないという立場で議長というのは座っていないといけないものであって、なるべくなら本会議での意見をなくしたいという方向で、のりとからその文言を、慣例であったかもしれないが、抜いていこうというのは、ちょっと私はいかがなものかなと思うので、ここでおいそれと了承するわけにはいかないぐらい重たい問題だと私は思う。

そね理事 私も発言権というのは極力確保していただきたいと思うし、この場で出てきたことですので、一旦持ち帰らせていただきたいと思う。

佐々木理事 少し勘違いもされていると思うが、これは別に、議長も発言権を制限するためにやるという発想でもないわけなので、そこは余りナーバスにならないで、議長がのりとから外したから意見を言わせないというわけではないので、その部分はちょっと検討いただければ、お持ち帰りいただければと思う。

そね理事 持ち帰りでもよろしいか。どういう場面でそれをいつ言っていたかというのがちょっと……。

増田理事 話を整理すると、委員会付託された議案である。委員外議員発言もあり、発言の通告の機会もあり、仮にのりとは、ほかに質問はありませんかというのがなかったとしても、手を挙げたら、質問の許可の判断は議長がするということである。委員会付託を省略したものについては、のりとは残るということである。

そね理事 わかった。

井口理事 それでは、持ち帰りである。

先ほどの定例会の日程、一般質問の通告受け付け、議会運営委員会理事会の構成など3点、これは承認いただいたので、よろしいか。私、承認いただけますかと言っていなかったもので、改めて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井口理事 ほかに何かないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時21分 閉会)